

滋賀県環境こだわり農業推進基本計画(原案)に対する意見・情報等と滋賀県の考え方

番号	頁	意見・情報等(概要)	意見・情報等に関する考え方	備考
第1 計画の趣旨等				
第2 環境こだわり農業の現状と課題				
1	5	化学合成農薬の流通量が横ばいになっている事実は分かるが、それについての考察と対策が明示されていないと思われる。	御意見を踏まえ次のとおりに修正します。 【修正前】(5頁) 達成していますが、それ以降は横ばいです。 【修正後】(5頁) 達成していますが、近年の地球温暖化等により除草剤や殺虫剤の需要が高まっていることなどから、それ以降は横ばいでとどまっています。今後さらに削減を図るためには新たな取組が必要です。 なお、対策については重点施策1の(1)の②に記載のとおり、病害虫の発生状況に応じて適切に防除することや、耕種の防除等を最大限に活用するなどにより化学合成農薬の使用量のさらなる削減のなかで取り組んでまいります。	個人
2	5	農業者によるものと思われる農業用プラスチックの不法投棄も見られる中、農業団体を中心に適切に処分されているという根拠や事実が必要。	御意見を踏まえ次のとおりに修正します。 【修正前】(5頁) 農業団体を中心に適切に処分 【修正後】(5頁) 農業団体を中心となり定期的な回収が行われるなど、適切に処分	個人
3	6	「環境こだわり農産物」という名称から、「化学合成農薬や化学肥料を通常の5割以下に減らしている」ということがイメージされづらいので、もっと消費者に分かりやすくPRしてもらいたい。	御意見を踏まえ次のとおりに修正します。 【修正前】(6頁) 事例も多くあることから、環境こだわり農業の消費者への理解促進 【修正後】(6頁) 事例も多くあることから、化学合成農薬や化学肥料を通常の5割以下に減らしていることなど、環境こだわり農産物の特長について消費者への理解促進 【修正前】(12頁) 生産・販売情報の発信を行い、消費者に環境こだわり農産物がより認知されるようPRに努めます。 【修正後】(12頁) 生産・販売情報や化学合成農薬・化学肥料を5割以下に減らしていることなどの発信を行い、消費者に環境こだわり農産物がより認知されるよう、分かりやすいPRに努めます。	個人
第3 計画の基本方針				
第4 施策の方向と成果目標				
重点施策1				
4	7	新品種の特性に食味の項目がないが、消費者として最も重視する部分であることから記載が必要ではないか。	御意見を踏まえ次のとおりに修正します。 【修正前】(7頁) 品質が安定し多収が見込め、「みずかがみ」などの早生品種 【修正後】(7頁) 品質が安定し多収が見込め、コシヒカリと同等以上の良食味で、「みずかがみ」などの早生品種	団体
5	7	「環境こだわり米の作付面積割合」の拡大には、 ① 環境こだわり米を生産する農業者への収支面でのメリットの訴求(県の支援策を含む) ② 消費者の「環境こだわり米の認知度向上」と「生産コスト増や反収減少をふまえた合理的で再生産可能な価格での購入にかかる理解促進」 ③ 全量を環境こだわり米で栽培する「みずかがみ」のブランド力の向上 等が不可欠であると考えられるが、これらへの抜本的な対策に対する記載内容が不十分である。適切な課題の設定と具体的な解決策を記載していただきたい。	ご意見の①、②については、重点施策1および重点施策3の記載のとおり、生産性の向上を図るとともに、環境こだわり農業への消費者の認知度向上等を通じて、農業者への収支面でのメリットが生じるよう取り組んでまいります。 ③については、ご意見を踏まえ重点施策3の(1)に次の取組を追加します。 【追加】(11頁) ・令和5年産で10年目を迎え、全量が環境こだわり基準で栽培される「みずかがみ」については、栽培技術マニュアルの改訂とその実践により、品質・食味の高位安定化を図るとともに、卸事業者からの産地の信頼獲得と消費者に選ばれるブランド力のさらなる向上を図ります。	団体

6	8	化学合成農薬とあるが、どのような範囲で整理しているかを明示が必要ではないか。	御意見を踏まえ次の注釈を追加します。 【修正後】(8頁) ※1:県内への化学肥料出荷量(主要窒素肥料) ※2:県内への農耕地用農薬出荷量(成分換算)	団体
7	8	プラスチック被膜殻の流出についての対策が十分明示されていない。また、プラスチック被膜殻の対策だけでなく、肥料袋や波板などの不法投棄をしないように啓発活動を進める必要があると思う。	重点施策1の(1)の②の記載のとおり、プラスチック被膜殻が発生しない緩効性肥料の活用により対応してまいります。 また、農業用廃プラの適正処分の啓発活動については、御意見を踏まえ以下のとおり修正します。 【修正前】(8頁) 農業用廃プラスチックの排出抑制を進めます。 【修正後】(8頁) 農業用廃プラスチックの排出抑制を進めるとともに、適正処分や飛散防止対策等について、啓発活動を進めます。	個人
重点施策2				
8	9	量販店や輸出を想定した場合、有機JAS認証の取得は「有効」ではなく「必須」となると考えるがどうか。	有機JAS認証の取得は、オーガニック農産物と表示する際に必要となるにとどまらず、量販店との取引や輸出において、他との差別化など、有利販売を行う上で有効であるという意図で記載しておりますので、原案のとおりとさせていただきます。	団体
9	9	経営規模20~30haの経営体で4~5haのオーガニック米への転換と記載があるが、この数字の根拠を明示いただきたい。	低コスト安定生産に必要な乗用型水田除草機の導入を図るうえで、必要な面積として記載しています。 またご意見を踏まえ重点施策2の(1)の②に取組の追加と修正をします。 【追加】(9頁) 水稲のオーガニック農業を推進するためには、除草作業を効率的に実施することが不可欠であることから、乗用型水田除草機の導入による低コスト安定生産技術体系を前提として、個人または組織による4~5ha以上のまとまった取組を推進します。 【修正前】(9頁) 商品ラインナップを充実し販売力強化による経営発展につなげるため、経営規模が20~30haの経営体において、その内の4~5haのまとまった面積 【修正前】(9頁) 例えば経営規模が20~30haの経営体では、商品ラインナップを充実し販売力強化による経営発展につなげるため、4~5haのまとまった面積	団体
10	10	オーガニック農業の普及には、オーガニックの種子や苗を手に入りやすくする必要がある。	ご意見を参考にオーガニック種子等の情報収集を行うとともに、各農業農村振興事務所農産普及課において相談対応をします。	個人
11	10	あと7年でオーガニック農業面積を約3倍にするという積極的な目標を設定するのであれば、P.9に記載がある20~30ha規模の農業者が4~5haを取組むにあたり、成果目標の中に中長期的な農業経営の収支モデルを示すべきである。	オーガニック農産物に関しては、売り方により単価が大きく異なることから、成果目標に農業経営の収支モデルを示すことは困難ですが、重点施策2の(1)の①のとおり経営試算をに基づく農業者の経営判断を促すことによりオーガニック農業を推進してまいります。	団体
重点施策3				
12	11	環境こだわり野菜の販売ブースを慣行栽培と分けし、ミニのぼり等の配布を道の駅などにも広めてアピールしてはどうか。	御意見を踏まえ次のとおり修正します。 【修正前】(11頁) 環境こだわり農産物のポップアップなどによるコーナーの設置を促進し、 【修正後】(11頁) 環境こだわり農産物のコーナー設置を促進し、ミニのぼりやポップアップなどのPRにより、	個人

13	12	環境こだわり野菜の重点品目については、学校給食などに積極的に利用し、そのことを子供たちにPRし、子どもから保護者へ広がるようにしてはどうか。	御意見を踏まえ次のとおりに修正します。 【修正前】(12頁) 役割について学ぶ機会を設けるなど、環境こだわり農産物やオーガニック農産物を用いた食育を推進します。 【修正後】(12頁) 役割について分かりやすい学習資料を作成し、学校給食その他の学校教育活動全体を通じて、環境こだわり農産物やオーガニック農産物に関する食育を推進するとともに、家庭での認知度向上と消費拡大を進めます。	個人
14	12	たんぼの子体験学習のステップアップ事業として、環境こだわり農産物の子ども向けの学習資料が必要ではないか。魚のゆりかご水田はイメージしやすいが、環境こだわりはイメージがしにくい。		個人
第5 計画の推進				
15	14	琵琶湖等の環境保全や脱炭素社会の実現のために、環境保全型農業の推進に取り組んでいく必要はあるが、米価が低迷し、生産資材コストの増高が見通されている中で、農業者に大きなリスクを負担してもらった上で、積極的にオーガニック米の作付け提案することは難しいことから、(農業団体は)「オーガニック米の販路開拓、作付け提案を行います。」の表現は大幅に修正または削除してほしい。	オーガニック米の作付拡大や販路開拓には、農業団体を通じた集荷・販売や作付け提案等が必要不可欠であると考えておりますので、原案のとおりとさせていただきます。	団体
16	14	環境こだわり米の肥料コストは、慣行栽培に比べコスト増になることに加え、労務面での負担増もあり、環境保全型農業直接支払交付金では、掛り増し経費を賄っていない実態にある。また、環境こだわり米は、販売単価が慣行栽培と大きく変わらず、反収が低い実態にある。つまり、農業者は、行政の方針等に基づき、琵琶湖の環境保全に協力する観点等から、「慣行栽培」で得られる農業所得よりも低い所得を受け入れているのが実態である。 そのため、「行政の役割」の項目を設け、環境こだわり農業の技術対策等に加え、特に、環境こだわり農業に拠る農業者の「収益の減少」や「生産コストの増加」を賄うための恒久的な予算措置が必要である旨を計画に明確に位置づけしていただきたい。 上記の措置が実施されないまま、「環境こだわり栽培」を推進すべきではない。	滋賀県環境こだわり農業推進条例では、第3条において、「県は、環境こだわり農業の推進に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施するもの」と県の役割が規定されていることから、条例第7条に基づき、環境こだわりの農業を総合的かつ計画的に推進するための具体的な施策を本計画において行政の役割として記載しています。 また、重点施策1で記載しているとおり、さらなる生産性の向上を図るとともに、重点施策3で記載のとおり、環境こだわり農業の強みを生かした流通・販売を強化することで、農業者の所得向上につなげられるよう、県として必要な施策を進めていきたいと考えています。	団体
17	18	「2007(平成19)～23年度の5年間～」が誤植と思われるので、記載を統一すべきである。	ご意見を踏まえ次のとおり修正します。 【修正前】(18頁) 2007(平成19)～23年度 【修正後】(18頁) 2007年度(平成19年度)～2011年度(23年度)	団体
全体を通じた意見				
18	全体	地場産業である地酒醸造産業において、滋賀県産の酒造好適米やオーガニック米を使用しており、また、GI取得により海外に向けて輸出を進める中で、無農薬米への関心も高いため、当計画に酒造米についても記載をしてもらいたい。	ご意見を踏まえ次のとおり修正します。 【修正前】(11頁) 各用途に合わせ、環境こだわり米やオーガニック近江米として作付け 【修正後】(11頁) 主食用米や酒造米等の加工業務用米など各用途に合わせ、環境こだわり米やオーガニック近江米として作付け	団体
19	全体	現状とあるが何年のデータであるか明記する必要がある。	現状値として利用しているデータの年度を明記します。	団体